

令和8年度 和歌山市地域包括支援センター基本方針・運営指針

健康局保険医療部地域包括支援課

I 方針策定の趣旨

「和歌山市地域包括支援センター基本指針・運営指針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的考え方や理念、業務方針等を明確にするとともに、業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センターの意義・目的

- 1 センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置する。
(介護保険法第115条の46第1項)
- 2 センターの設置主体は和歌山市であることから、本市は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営に適切に関与する。具体的には、地域包括ケアシステムの構築など重点的な方針について、本市とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。
- 3 本市が設置する地域包括支援センター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関としての役割を発揮することにより、公平・中立かつ適切なセンターの運営を確保する。
- 4 センターの業務全般を効率的に推進するため、「和歌山市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例」に基づく人員体制を確保する。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 総合性の視点

高齢者等の多様な相談を総合的に受け止め、尊厳のある生活の継続のために必要な支援につなぐ。

2 包括性の視点

介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支え合いなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。

3 継続性の視点

高齢者の心身の状態に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスを継続的に提供する。その際、現在の継続性のみならず、過去、現在、未来の時間軸で高齢者の生活の継続性を見ることが必要である。

4 予防性の視点

地域の高齢化率の推計、世帯形態などの予測、地域住民の声の把握などをもとに、地域における将来の課題を見据えた予防的対応をする。

IV 業務の基本方針

1 地域包括ケアシステムの深化

65歳以上の高齢化率がピークを迎える2040年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援等の包括的な確保を図り、効果的・効率的なサービスを提供するため地域包括ケアシステムの一層の深化を目指す。

2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務

さまざまな手段により地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等について実態を把握し、地域の潜在的な課題を発見するとともに、地域の社会資源を把握して支援に活用することで、予防的に支援する。

3 関係者とのネットワークの構築

フォーマルな機関はもちろん、民生委員協議会、社会福祉協議会、老人会、自治会、その他ボランティア連絡会などインフォーマルな会議等の関係機関、団体等の集まりや生活支援コーディネーターと連携し、地域の協議体等に参加するなど、実態把握を行うとともに、地域で課題となっている状況などの情報提供や顔の見える関係づくりを行う。

4 介護予防に係るケアマネジメントの実施

地域の高齢者が、できる限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう、適切なアセスメントのもと、本人の主体的な活動と生活の質の向上を目指すための支援に努める。また、住民主体の通いの場等の活用を推進する。

5 介護支援専門員に対する支援・指導の実施

定期的な情報交換会や介護支援専門員の資質向上に向けた勉強会の開催や、個別相談への支援など、介護支援専門員に対する支援・指導を実施し、介護予防ケアマネジメントの向上に努める。

6 地域ケア会議の運営

地域包括支援センターで、個別ケースについて多職種、地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域で自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うと共に、地域の共通課題を関係者で共有し、地域づくりや資源開発につなげていく。

7 市町村との連携

地域包括ケアシステムの構築の中核的な役割を担う地域包括支援センターが質の高い業務を行うために、市及び他の地域包括支援センターとの連携・協力に努める。

8 公平・中立性確保のための方針

センターは、本市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正かつ中立性の高い事業運営を行う。また、センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

9 その他運営協議会が必要であると判断した方針

V 具体的な運営指針

1 総合相談支援事業

(1) 自分らしい生活を継続するための自己決定への支援

本人が自分を取り巻く状況を理解し、今後の地域生活に必要な選択ができるように、

本人と協働しながら自己決定への支援を行う。

(2) 予防的アプローチと地域づくり

地域の特色を活かしたフォーマル、インフォーマルな多様な社会資源による地域包括ネットワークの構築により、事後対応のみではなく事前の早期発見、早期対応、予防的対応ができるような個人と地域社会へのアプローチ、地域づくりに取り組む。

(3) 権利擁護の視点に基づく支援

「住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができる」ために、個人の尊厳の保持、地域社会の意識形成や社会環境の整備の視点を常に保持して支援に取り組む。

(4) チームアプローチ

職員個人の専門的力量を十分に活かしながら、常にセンター内のチームや組織の力を活用していくと共に、地域の特性を活かした地域包括支援ネットワークの構築により、地域の多様な支援チームを形成しながら支援し、地域包括ケアの推進に取り組む。

(5) 複雑化・複合化したニーズへの対応

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、適切な機関・制度・サービス等につなげていく。

2 権利擁護事業

(1) 高齢者の虐待防止と相談支援

介護支援専門員や介護サービス事業所、医療機関や地域の関係者などからのさまざまな相談の中から、高齢者の権利侵害を見落とさないよう、虐待の早期発見に努める。

虐待が発見された場合は市担当課へ報告し、関係機関と連携を図り、適切な支援を行う。また担当地域において関係者に対して高齢者虐待の啓発活動を積極的に行う。

(2) 成年後見制度の周知と利用支援

認知症高齢者や独居高齢者、高齢者のみの世帯の増加など、自分で権利を守ることの困難な高齢者が増加している。権利侵害の恐れのある高齢者については、成年後見制度や権利擁護事業などを積極的に活用できるよう支援し、啓発や周知活動を行う。

(3) 消費者被害の防止と対応

振り込み詐欺や還付金詐欺、架空請求詐欺といった高齢者をねらった特殊詐欺の被害が年々増加している。契約のトラブルや悪質商法による被害を未然に防ぐために啓発を行い、また被害にあった際には和歌山市消費生活センターなど関係機関と連携し、適切な支援を行う。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

(1) 関係機関との連携体制構築支援

地域の医療・リハビリテーション等の多職種・他機関との関係性を構築、強化する視点を持ち、また、取り組むことで、地域のネットワークの強化や、介護支援専門員との連携体制を深め、包括的・継続的ケアマネジメント支援の実践にむけ整備をしていく。

(2) 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

包括的・継続的ケアマネジメントの実践に必要な具体的な情報の共有、実践に関する相互振り返り、やりがいの共有、精神的サポートなどを可能するために、介護支援専門員同士の

ネットワークを構築していく。

(3) 介護支援専門員等の実践力向上支援

介護支援専門員の不足している知識や技術などを明らかにして、研修、事例検討会、ケアプランの振り返りなどの方法で高めていく。

(4) 介護予防サービス計画の検証

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために、指定介護予防支援事業者に対し、介護予防支援の実施状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

4 介護予防ケアマネジメント事業

(1) 介護予防活動の普及啓発

高齢者一人ひとりが自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取り組みを主体的に行うことができるよう、支援していく。

(2) 自立支援の推進

生活上のさまざまな課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化の予防、改善を図り、自立支援していく。

5 その他

(1) 感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できるよう連絡先リストの作成、応援体制の確保、業務の効率化や優先順位化等の体制を構築しておく。

(2) 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上等、センターの業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演等に積極的に参加するとともに、各職員が学んだ技術・知識を、可能な限り全職員に伝達し共有することにより、センター全体のスキルアップを図る。

(3) 職員間の情報共有、連携強化

センターの職員は、地域住民への対応やセンターで実施する各種事業において、職員間で必要な情報を共有し、業務のスムーズな遂行のため、職員一体となって取り組めるよう連携強化を図る。